

亀山市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 2 6 号

### 亀山市公印規則の一部を改正する規則

亀山市公印規則（令和 1 7 年亀山市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項ただし書中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条」に改める。  
第 8 条に次の 2 項を加える。

3 公印の押印は、文書を施行するときに行うものとする。ただし、証票、賞状等で交付の日時、場所等の都合によりこれにより難しいものがある場合は、公印管理者の承認を得て、事前に押印することができる。

4 公印は、朱肉を用いて明確に押印しなければならない。

第 1 2 条を削る。

第 1 3 条第 2 項中「様式第 8 号」を「様式第 7 号」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 4 条第 2 項中「様式第 9 号」を「様式第 8 号」に改め、同項に後段として次のように加える。

現に電子公印を使用する事務に変更（軽微なものを除く。）があったときも、同様とする。

第 1 4 条第 5 項中「電子公印廃止届を総務課長に提出し、」を削り、同条を第 1 3 条とする。

第 1 5 条中「第 1 2 条第 4 項ただし書」を「第 8 条第 3 項ただし書」に、「第 1 3 条第 2 項」を「第 1 2 条第 2 項」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 1 6 条中「様式第 1 0 号」を「様式第 9 号」に改め、同条を第 1 5 条とし、第 1 7 条を第 1 6 条とし、第 1 8 条を第 1 7 条とする。

様式第7号を削る。

様式第8号中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第9号中「第14条関係」を「第13条関係」に、「|使用開始日 | 年 月 日 |」を「|使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで|」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第10号中「第16号関係」を「第15号関係」に改め、同様式を様式第9号とする。

#### 附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。